告示

○金融庁告示第五十五号

エイアイユーインシュアランスカンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十六日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所　小関　誠

東京都中央区佃二丁目二番十一―三六〇一号

○法務省告示第二百五十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十六日

法務大臣　滝　実

第二号イの表に次のように加える。

日本住宅パネル工業協同組合	東京都文京区本駒込六丁目十五番七号
工	内装仕上げ施

○法務省告示第二百五十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十六日

法務大臣　滝　実

第二号イの表に次のように加える。

アサヒフォージ株式会社	愛知県名古屋市北区金田町四丁目十六番地
	鍛造

第二号ロの表に次のように加える。

檜工業株式会社	静岡県御殿場市神場二千二百七十三番地の一
	工場板金
株式会社メイトクツールズ	愛知県犬山市字鶴池七十八番一
	機械加工

○法務省告示第二百五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十六日

法務大臣　滝　実

第二号の表Ｓｐｉｎの項中「Ｓｐｉｎ」を「株式会社ＳＰＩＮ」に改める。

○法務省告示第二百五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十六日

法務大臣　滝　実

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ファースト	宮城県石巻市鹿又字谷地中裏百八十三番地
	塗装

○外務省告示第二百二十三号

平成二十四年四月二十六日、国際連合安全保障理事会において、コートジボワール情勢に関し、武器禁輸措置等の一部を修正し期限を延長することを決定する次の決議が採択された。

平成二十四年六月二十六日

外務大臣　玄葉光一郎

（訳文）

二千十二年四月二十六日、国際連合安全保障理事会がその第六千七百六十一回会合において採択した決議第二千四十五号（二千十二年）

安全保障理事会は、

コートジボワールにおける情勢に関する従前の決議及び議長声明、特に決議第千八百八十号（二千九年）、第千八百九十三号（二千九年）、第千九百十一号（二千十年）、第千九百三十三号（二千十年）、第千九百四十六号（二千十年）、第千九百六十二号（二千十年）、第千九百七十五号（二千十一年）、第千九百八十号（二千十一年）、第二千号（二千十一年）を想起し、

コートジボワールの主権、独立、領土保全及び統一に対する同理事会の強い支持を再確認し、また、善隣、不干渉及び地域協力の原則の重要性を想起し、

国連事務総長の二千十二年三月二十九日の特別報告書（Ｓ／二〇一二／一八六）並びに国際連合専門家グループの二千十一年の中間報告書（Ｓ／二〇一一／六四二）及び二千十二年の最終報告書（Ｓ／二〇一二／一九六）に留意し、

決議第千五百七十二号（二千四年）、第千六百四十三号（二千五年）、第千九百七十五号（二千十一年）及び第千九百八十号（二千十一年）により課された措置が、コートジボワールにおける安定に継続して貢献していることを認識し、これらの措置がコートジボワールの和平プロセスを支援することを目的とするものであることを強調し、

コートジボワールが安定化に回帰する上で過去数か月間に達成した着実な進展、特に事務総長特別代表が認証した議会選挙の実施、目前の治安上の課題への対処、経済回復の前進及び国際的及び地域的協力の強化を歓迎し、

対話と協議を通じて国民和解と平和の定着を促進しようとする全てのコートジボワール人による努力を認識し、対話・真実及び和解委員会がこの方向で更なる進展を図ることを奨励し、これに関連してアフリカ連合（ＡＵ）及び西アフリカ諸国経済共同体（ＥＣＯＷＡＳ）の支援を歓迎し、

未解決の課題である治安部門改革（ＳＳＲ）及び武装解除・動員解除・再統合（ＤＤＲ）、並びに武器の流通が、同国の安定化に対する重大な危険であり続けていることに対する懸念を維持し、コートジボワール政府によるＤＤＲ及びＳＳＲ作業部会の設置及びこれらの課題に真剣に対処するための他の努力を歓迎し、

当初決議第千五百八十四号（二千四年）７の規定に従って設置された専門家グループとコートジボワール政府との協力が、決議第千九百八十号（二千十一年）によって更新された至近の任務の過程において、強化されたことを歓迎し、

コートジボワール政府がその治安部隊、特に警察と憲兵隊を警備用の標準的な武器及び弾薬で装備し訓練する緊急の必要性を認識し、

コートジボワール政府が同国内の全ての市民の安全に対する脅威に対して均衡性のある対応が可能であることの重要性を強調し、コートジボワール政府に対し、その治安部隊が人権及び適用可能な国際法の擁護を引き続き約束することを確保するよう要請し、

コートジボワール政府に対し、ＥＣＯＷＡＳ小型武器、弾薬及び関連物資に関する条約を批准及び実施するよう要請し、

不法な課税制度の導入、領土全域における犯罪の増加及び国境管理のための能力及び利用可能な資源の欠如に関する専門家グループの調査結果に懸念を表明し、

女性、平和及び安全保障に関する決議第千三百二十五号（二千年）、第千八百二十号（二千八年）、第千八百八十八号（二千九年）、第千八百九十号（二千十年）、児童及び武力紛争に関する決議第千六百十二号（二千五年）、第千八百八十二号（二千九年）及び第千九百九十八号（二千十一年）並びに武力紛争における文民の保護に関する決議第千六百七十四号（二千六年）及び第千八百九十四号（二千九年）を想起し、